

十和田市市民交流プラザ「トワーレ」 スモールオフィス利用案内



1. 概要

十和田市市民交流プラザ「トワーレ」は、市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、市民が活動できる場所と機会を提供する施設です。

市では「活動を展開するうえで拠点が必要になった」「事務所機能を持ってより積極的な運営を目指したい」と考えておられるNPO・市民活動団体を対象に、スモールオフィスの利用団体を募集します。

■「スモールオフィス」とは？

非営利で事業を展開するNPO・市民活動団体や社会教育関係団体の運営において、継続的な活動展開を視野に入れ、ステップアップを目指す意向をもつ団体が利用するオフィスです。

NPO・市民活動団体、ボランティアグループなど、市民公益活動を行う団体であれば、法人格の有無は問わず応募できます。

2. 応募条件

応募できる団体は、市民公益活動を行う団体であり、以下の条件を満たしているものとします。

※市民公益活動とは・・・主に市民で構成される団体が行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動。

- (1) 次の各項のいずれかに該当し、メンバーがおおむね10人以上で事務所機能を必要としている団体
 - ・特定非営利活動法人
 - ・活動実績があり、市民公益活動を継続的に推進する任意団体やボランティアグループなど
 - ・本格的に市民公益活動を推進する団体を立ち上げようとしているグループ
- (2) 十和田市内で主たる活動を行っていること、又は今後行うこと
- (3) 営利を目的としないこと
- (4) 宗教活動を目的としないこと
- (5) 政治上の主義の推進・支持・反対を目的としないこと
- (6) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと
- (7) 暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと

3. 応募方法

「市民交流プラザスモールオフィス使用許可申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付(社会教育関係団体は、認定証の写しを添付することで、申請書裏面の市民公益団体調書の記入を省略することができます)したうえで市民交流プラザ「トワーレ」まで郵送またはご持参ください。申請書は、市民交流プラザ「トワーレ」に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています。

■必要書類

認定証の写しを添付する社会教育関係団体は(1)を、それ以外の団体は(1)～(5)の資料を必ず提出してください。

- (1) 市民交流プラザスモールオフィス使用許可申請書(手書き又は入力したもの)
- (2) 直近の事業報告書(新規立ち上げの団体は事業計画書)
- (3) 直近の収支決算書(新規立ち上げの団体は収支予算書)
- (4) 定款または会則の写しなど
- (5) 会員名簿

※事業や活動内容等がわかりにくい場合、活動の実情がわかるもの(ニュースレター、会報、発行物)など、上記以外の資料提出を求める場合があります。

4. 選定について

利用団体の選定にあたっては、提出書類などにより「2 応募条件」を満たしているかを確認した後、市が決定します。

■評価基準

評価に関しては以下の点を考慮します。

- ・現在及び将来を見越してスモールオフィスを利用し、活動を行う必要性がある団体
- ・活動の公益性(活動の成果が社会全体の利益につながるか、波及効果が見込めるかなど)
- ・広く市民の理解・共感が得られる活動の発展性
- ・運営の公開・透明性

スモールオフィスは、団体それぞれの段階に応じた団体活動の継続・発展の支援を目的としています。そのため、オフィスの必要性に重点をおいた選定を行います。

■選定結果の通知

選定結果は郵送等にて通知します。

■使用にあたって

(1)使用料の納付について

事前に納付書をお渡ししますので、使用を開始する前日までに、最寄りの郵便局以外の金融機関に現金で納付してください。市民交流プラザ「トワーレ」では納付できませんので、ご注意ください。

(2)使用解約について

使用を廃止する7日前までに「市民交流プラザ使用取消届出書」を提出してください。

上記のほか、十和田市市民交流プラザ条例及び施行規則に定める事項、並びに使用許可書の裏面に提示する条件を遵守していただきます。また、使用許可を受けた施設において、営利活動、宗教活動及び政治活動を行うこと、又は行っていると誤解を招く行為を禁止します。

なお、スモールオフィス利用による市民交流プラザ「トワーレ」各施設の優先使用はありません。

5. 施設概要

■月額使用料 3,050円／月

■設置備品とその他設備

- ・事務机1つ(幅900mm × 奥行600mm × 高さ720mm)
- ・机下収納型 可動式脇デスク1つ(幅400mm × 奥行600mm × 高さ600mm)
- ・イス1脚
- ・ダイヤル錠付ロッカー1つ(幅418mm × 奥行328mm × 高さ330mm)
- ・インターネット光回線(有線LAN)1本 ※パソコンは各自でご持参ください。
- ・電気コンセント2口(大量に電力を消費する設備は使用不可)

※電話回線は引込んでおりませんので、携帯電話をご利用ください。

※FAXについては、隣接するワークステーションのFAX送信機能付き複写機をご利用ください。

受信については管理上、総合案内にて受信し、各利用団体へ配付します。

■隣接する「ワークステーション」共用備品(ワークステーションは常時一般開放しています)

- ①FAX送信機能付き複写機(有料、モノクロ／カラー A3サイズまで対応)
- ②印刷機(有料、モノクロのみ A3サイズまで対応) ※用紙はご持参下さい。
- ③2穴パンチ(コピー用紙約300枚まで対応)
- ④ペーパーカッター(A3サイズ対応)
- ⑤中型ホチキス(コピー用紙最大30枚まで対応)

■駐車場使用料 無料

6. お申込み・お問合せ

市民交流プラザ「トワーレ」

〒034-0011 青森県十和田市稲生町18番33号

TEL: 0176-58-5670 FAX: 0176-58-5671

URL: <http://www.city.towada.lg.jp/docs/2014071400018/>

E-mail: matidukuri@city.towada.lg.jp

受付時間: 午前9時～午後9時

休館日: 年末年始(12月29日～翌年1月3日、臨時休館あり)